

墨田区監査委員公告第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和元年度財政援助団体等監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和元年10月23日

墨田区監査委員	長谷川	昌伸
同	福島	優子
同	寺田	政弘
同	高橋	正利

令和元年度財政援助団体等監査結果報告書

1 根拠法令

地方自治法第199条第7項

2 監査の対象

- (1)平成30年度に財政的援助を与えた団体等における出納及びその他の事務執行のうち財政的援助に係るもの
- (2)区が出資している団体の出納及びその他の事務で、平成30年度の執行に係るもの
- (3)指定管理者として区の公の施設の管理を行わせている団体の出納及びその他の事務で、平成30年度の執行に係るもの

3 監査実施期間

令和元年7月1日(月)から令和元年8月5日(月)まで

4 監査対象団体

実地監査団体 22団体(22事業所)

別添「令和元年度財政援助団体等監査(実地監査)実施団体等一覧表」のとおり

5 監査方針

- (1)補助金が交付目的に沿って運用され、適正かつ効率的に執行されているか。
- (2)補助金の会計経理は適正に行われているか。
- (3)出資団体における事務事業は、出資目的に沿って適正に行われているか。会計経理は適正に行われているか。
- (4)指定管理者による公の施設の事業運営及び施設管理は、協定書及び覚書の内容に沿って適正かつ効率的に行われているか。

6 監査委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定により、高橋正利監査委員は社会福祉法人墨田区社会福祉事業団及び一般財団法人墨田まちづくり公社の監査について、除斥となった。

7 監査結果

(1)指摘事項

ア 補助金に関するもの

(ア)「墨田区民間保育所等一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金」において、定期利用保育事業に係る利用時間ごとの延べ利用児童数を誤って計上したため、実績報告書における実績額が要綱に基づく算定額よりも多く報告されていた。(株式会社ブルーム、子ども施設課)

イ 指定管理者に関するもの

(ア) 指定管理者が区に提出した指定管理業務に係る歳入歳出予算書において、施設の保守に要する委託費として計上した業務について、平成30年度の途中に新たに開設した施設であったことにより、当該年度は実施をしないこととしたものや指定管理者による費用負担が生じなかったものがあつたにもかかわらず、当該費用を含めた指定管理料が支払われていた。(一般財団法人本所賀川記念館、子育て政策課)

(2) 指導・注意事項

以下については、指摘事項とするまでには至らないものの、不適切な事務処理が行われている事例である。実地監査で指導・注意を行い、所要の訂正・改善を確認し、あるいは今後の改善を約束させたものである。

所管課にあつては、引き続き財政援助団体等に対する適切な指導・助言に努められたい。また、今後の事務処理にあたって参考とされるよう各団体に周知されたい。

ア 出資団体における事案の決定手続を適正に行うべきもの

(ア) 事案の決定文書で、当該団体の規程に定める決定権者の押印がないものがあつた。(1団体)

イ 指定管理者による事業運営を適正に行うべきもの

(ア) 協定書において、指定業務の一部を第三者に委託した場合は、当該委託に係る業務の実施状況を区に報告すると定められているが、委託した業務のうち、実施状況が報告されていないものがあつた。(1団体)

(イ) 協定書において、毎月、前月分に関する事業報告書を区に提出すると定められているが、報告書の内容に漏れや誤りがあるものがあつた。(5団体)

(ウ) 協定書において、利用料金の額の決定については事前に区の承諾を受けると定められているが、書面による承諾を受けていなかった。(1団体)

(エ) 協定書において、指定業務に固有の銀行口座を開設すると定められているが、指定業務固有の銀行口座が開設されていなかった。(1団体)

(オ) 協定書において、墨田区危機管理基本計画に基づくマニュアルを作

成すると定められているが、マニュアルが作成されていなかった。(1 団体)

(カ) 協定書において、自主事業を実施する場合は、区に対して業務計画書を提出し、事前の承諾を受けなければならないと定められているが、事前に書面による承諾を受けていなかった。(1 団体)

ウ 指定管理者による施設の管理を適正に行うべきもの

(ア) 消火器や排煙口開放装置の操作ボタンの前に障害物が置かれているものがあつた。(1 団体)

エ 指定管理者による備品の管理を適正に行うべきもの

(ア) 区に所有権が帰属する備品で、現物が確認できないものがあつた。(1 団体)

(イ) 区に所有権が帰属する備品で、区の備品番号等を記載したラベルが貼付されていないものがあつた。(2 団体)

以上述べてきた指導・注意事項のほかにも、監査当日に軽易な誤りについての訂正や必要事項の記入を行わせている。大きな事務の誤りを未然に防ぐためにも、適正な事務処理に留意されたい。

(3) 監査委員意見

以下については、地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。

ア 補助金交付について

「 7 監査結果 (1) 指摘事項ア (ア) 」の事例は、補助金交付団体において、内容確認が不十分であったことなどにより、利用状況報告書に誤った利用実績を記載して報告したために生じたものであり、過去の監査においても同様の原因により生じた他団体の事例について、指摘事項として報告してきたところである。

今後も、このような誤りを繰り返すことのないよう、補助金交付団体においては、補助金の額の根拠となる書類の提出に際し、複数の者による内容の確認を行うなど、その精度の確保に努められたい。また、所管課においては、報告書の内容に誤りが無いか、必要に応じ、実地調査の実施や関係書類の提出を求めるなど、十分な確認体制の確保に取り組まれたい。

監査を通して、補助金交付団体にミスが発生していることの問題以上に、所管課が適切な確認を行えていないことが問題であると感じられた。所管課においては、一層の自覚を持ち職務に当たられるよう申し添える。

イ 指定管理者制度について

今回指摘した、「7 監査結果(1)指摘事項イ(ア)」の事例は、年度途中の施設の開設に伴い指定管理者制度を導入した施設において、協定書や覚書の締結に先立ち区に提出した予算書に費用が計上されていた施設の保守業務について、年度途中の開設であったことなどから当該年度中の実施を取り止めることとしたものや機器の保証期間等の関係から指定管理者の費用負担が生じなかったものがあったにもかかわらず、指定管理料の額の変更等が行われず、当該費用を含めた指定管理料が支払われていたものである。

当該経費は精算を要しない確定払により支払われているものであり、その余剰金については原則として区への返還を求めるべきものではないが、それはあくまで、事業計画等に基づき適切に指定業務が行われた上で生じた、指定管理者の創意工夫による管理運営経費の節減結果として余剰金が生じた場合についてである。今回指摘した事例は、上述の理由から指定管理者の費用負担が不要となったものであり、本事例においては、指定管理者と所管課の間で協議を行い、その結果に基づいた覚書等の変更措置が必要であったものと考えられる。その手続きが行われていなかったことについては、協定書等に定められている事項が一部形骸化しているのではないかと感じるところである。

また、指摘事項とするまでには至っていないものの、依然として自主事業を実施する場合の事前承認を受けていない事例や毎月の事業報告書に報告すべき項目が記載されていない事例など、協定書等に定められた事項が適切に守られていない現状も散見される。

指定管理者制度は、現在の公の施設の管理運営において、多様化、複雑化する区民ニーズに、より効果的、効率的に対応していくために民間事業者等のノウハウを活かし区民サービスの向上と管理運営費の削減を図るものとして不可欠ともいえるものとなっている。その中で、それらの施設を運営していくための根幹となるものとして、区と指定管理者との間で締結する協定書や覚書があり、加えて、区では指定管理者制度に係る指針としての墨田区指定管理者制度ガイドラインも策定されている。しかし、これらが存在するというだけで、適正な施設運営が実現できるというものではなく、指定管理者と区の双方がその内容を十分に理解し、遵守し、また所管課はさらに重ねて遵守させようとする意思を常に持って業務に当たることが求められる。

今後も、それぞれがより一層これらについての理解を深め、指定管理者制度が適切に運用されるよう努められたい。

令和元年度財政援助団体等監査（実地監査）実施団体等一覧表

1 監査委員監査

実施日	対象団体	種類	財政援助等概要
7月10日 (水)	社会福祉法人希望福祉会	指定管理者	墨田区横川さくら保育園、墨田区横川さくら保育園分園の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	社会福祉法人墨田区社会福祉協議会	補助金・指定管理者	すみだボランティアセンターの管理運営業務を指定管理者として行わせているほか、地域福祉の推進を目的とした事業に関する経費の一部を補助している。
7月17日 (水)	社会福祉法人賛育会	指定管理者	墨田区特別養護老人ホームたちばなホームの管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	一般財団法人本所賀川記念館	指定管理者	東向島児童館分館の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
7月19日 (金)	社会福祉法人雲柱社	指定管理者	文花子育てひろばの管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	社会福祉法人墨田区社会福祉事業団	補助金・出資・指定管理者	区民福祉の向上と増進に寄与するために設立された。すみだ福祉保健センター等の管理運営業務を指定管理者として行わせているほか、その他の事業に関する経費の一部を補助している。
7月24日 (水)	社会福祉法人カメラア会	指定管理者	いきいきプラザの管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	一般財団法人墨田まちづくり公社	補助金・出資・指定管理者	自治活動の振興と市街地環境の再整備を推進するために設立された。各種区民施設等の管理運営業務を指定管理者として行わせているほか、その他の事業に関する経費の一部を補助している。
7月31日 (水)	特定非営利活動法人のぞみ	補助金	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法に基づく事業に関する経費の一部を補助している。
	公益財団法人墨田区文化振興財団	補助金・出資・指定管理者	芸術文化活動の振興と新たな芸術文化の創造・発信を行い文化都市の形成に寄与するために設立された。すみだトリフォニーホールの管理運営業務を指定管理者として行わせているほか、その他の事業に関する経費の一部を補助している。
8月2日 (金)	社会福祉法人清心福祉会	指定管理者	墨田区亀沢保育園の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	一般社団法人地域プラザBIGSHIP	指定管理者	本所地域プラザの管理運営業務を指定管理者として行わせている。

2 事務監査

実施日	対象団体	種類	財政援助等概要
7月1日 (月)	社会福祉法人墨田区社会福祉事業団	補助金・ 出資・ 指定管理者	区民福祉の向上と増進に寄与するために設立された。すみだ福祉保健センター等の管理運営業務を指定管理者として行わせているほか、その他の事業に関する経費の一部を補助している。
7月3日 (水)	特定非営利活動法人ワーカーズコープ	指定管理者	立花児童館の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	社会福祉法人賛育会	指定管理者	墨田区特別養護老人ホームたちばなホームの管理運営業務を指定管理者として行わせている。
7月4日 (木)	公益財団法人墨田区文化振興財団	補助金・ 出資・ 指定管理者	芸術文化活動の振興と新たな芸術文化の創造・発信を行い文化都市の形成に寄与するために設立された。すみだトリフォニーホールの管理運営業務を指定管理者として行わせているほか、その他の事業経費の一部を補助している。
	隅田川 森羅万象 墨に夢 実行委員会	補助金	文化芸術プロジェクトに関する経費の一部を補助している。
7月5日 (金)	一般財団法人本所賀川記念館	指定管理者	東向島児童館分館の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
7月8日 (月)	一般財団法人墨田まちづくり公社	補助金・ 出資・ 指定管理者	自治活動の振興と市街地環境の再整備を推進するために設立された。各區区民施設等の管理運営業務を指定管理者として行わせているほか、その他の事業に関する経費の一部を補助している。
7月11日 (木)	社会福祉法人カメラア会	指定管理者	いきいきプラザの管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	社会福祉法人雲柱社	指定管理者	文花子育てひろばの管理運営業務を指定管理者として行わせている。
7月12日 (金)	墨田区障害者団体連合会	補助金	心身障害者福祉の向上を図るための事業に関する経費の一部を補助している。
	特定非営利活動法人のぞみ	補助金	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法に基づく事業に関する経費の一部を補助している。
7月16日 (火)	株式会社小学館集英社プロダクション	指定管理者	八広児童館の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
7月18日 (木)	医療法人社団草思会	補助金	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業に関する経費の一部を補助している。
	社会福祉法人清心福祉会	指定管理者	墨田区亀沢保育園の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
7月25日 (木)	社会福祉法人晴山会	補助金	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づく事業に関する経費の一部を補助している。
7月29日 (月)	株式会社ブルーム	補助金	定期利用保育、一時預かり事業に関する経費の一部を補助している。
7月30日 (火)	特定非営利活動法人てーねん・どすこい倶楽部	指定管理者	立花ゆうゆう館の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
8月5日 (月)	隅田川花火大会実行委員会	補助金	隅田川花火大会に関する経費の一部を補助している。
	クリエイティブスタジオ運営協議会	補助金	創業支援事業に関する経費の一部を補助している。